

第17回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年1月20日(水)
午後4時30分から
場所 議員協議会室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 松本圏域及び市内の感染状況等

(2) 新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」延長の対応方針(案)

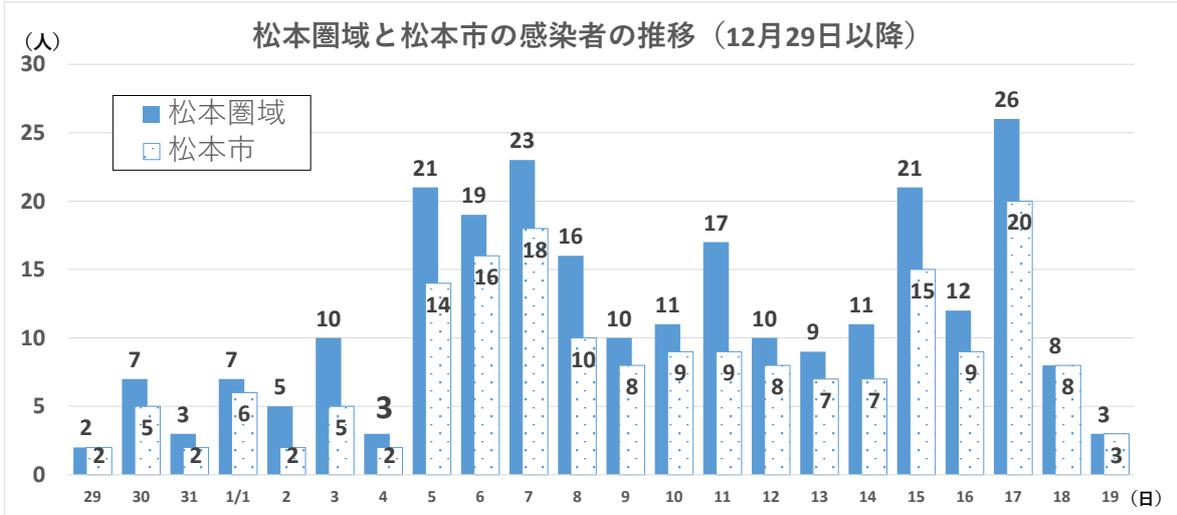
(3) 各部局からの報告

ア 新型コロナウイルス感染防止のための集中取組期間における職員の取組みの延長について

4 その他

5 閉会

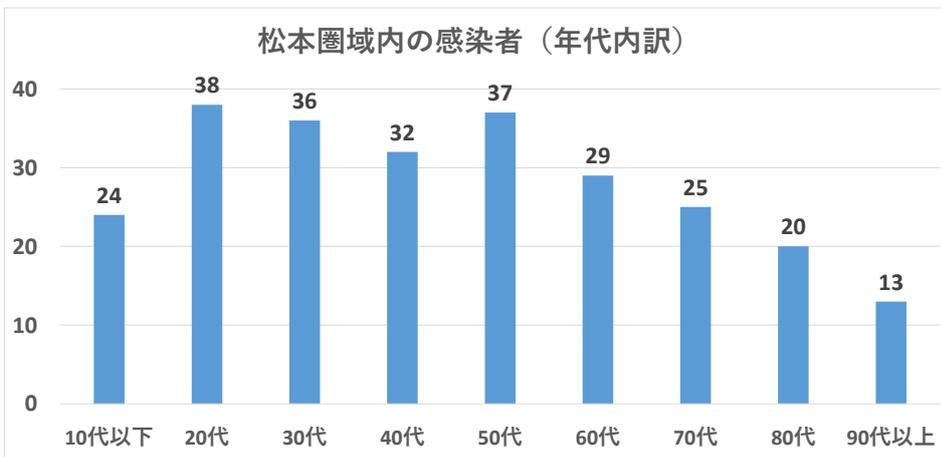
1 松本圏域の感染者状況（12月29日～1月19日発表分）



新規感染者数 松本圏域 254人 直近1週間（1/13～1/19）90人
 松本市 185人 直近1週間（1/13～1/19）69人 10万人あたり 28.99人
※県外からの帰省者等を除く。

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値
直近1週間の人口10万人当 たり新規感染者数	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本広域圏	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	12人	24人	48人



○集団感染事例の感染者数 64人

内訳 (人)

	1/8時点	1/19時点	合計
病院	11	17	28
福祉施設①	15	3	18
福祉施設②	0	11	11
会社	0	7	7

○県外の滞在歴あり 16人

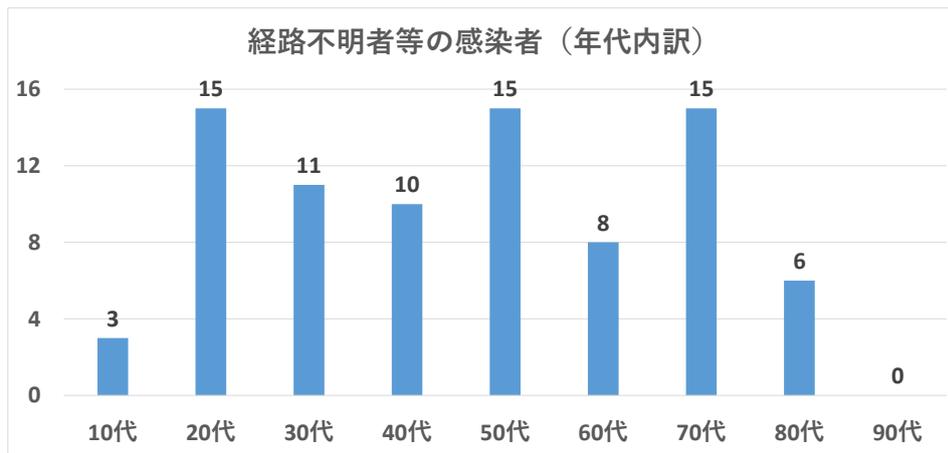
○濃厚接触者もしくは調査により判明した感染者数 152人

○感染経路不明もしくは調査中の感染者数 83人

○ 1週間当たりの経路不明者の割合

1/8の直近1週間（1/1～1/7）：41%

1/20の直近1週間（1/13～1/19）：28%



○ 中信地域の病床ひっ迫度（1/18 午後8時時点） 86.1%

※中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の割合

【考察】

- ① 1週間当たりの新規感染者数は高止まり
- ② すでに発生している施設等での新規感染や新たな集団での発生
- ③ 感染経路不明者は減少傾向

新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」延長の対応方針について

県が1月14日に「医療非常事態宣言」を発出したこと、及び松本市の感染警戒レベル5「特別警報Ⅱ」を2月4日まで延長することを決定したことから、松本圏域の動向及び、県からの要請内容を踏まえ、本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 現状認識

感染警戒レベルが5に引き上げられた「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出された1月8日以降、松本市の直近1週間の人口10万当たり新規陽性者数は28.99名（陽性者69名）であり、新規感染者数が依然高い水準です。

年末以降に発生した医療機関や高齢者施設における集団感染が収束しない状況に加え、新たな高齢者施設や職場内での集団感染が見られています。

このように、感染者は高止まりの状況ですが、感染経路不明な感染者の割合は減少傾向にあることから、多くは家族内あるいは知人等との接触によるものと考えます。

中信地区の医療体制についても病床逼迫度は86.1%と医療体制は深刻な状況です。

このような状況のもと、市立病院では上限としていた37床をコロナ病床とし、まつもと医療センターや相澤病院では病床を拡大、安曇野赤十字病院や松本協立病院でも新規感染者の受入をする等、松本医療圏全体で連携・協力して患者を受け入れる「松本モデル」を進めてきました。

併せて19日から、松本市医師会が県の委託を受け、中信地区の宿泊療養施設において24時間体制で電話診療を行う「オンコール医」体制を始めています。

今後は医療崩壊を防ぐため圏域内の医療機関の取組状況を市民に周知するとともに、改めて一人ひとりに感染予防の周知徹底を図ってまいります。

2 県の対策強化の要請等

県の対策強化の要請は次のとおりです。

(県民及び来訪者への協力要請)

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します。【松本市全域】

(事業者への協力要請)

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します。【松本都市計画区域内の市街化区域】（1月22

日から2月4日まで)

(事業者及び商店街等への支援)

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します。

④ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します。

(公共施設の休止等の検討)

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します。

(在宅勤務・テレワークの徹底)

⑥ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します。

(1月14日発表の県の医療非常事態宣言に引き継がれたお願い)

⑦ 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。

⑧ 感染拡大地域への訪問を極力控えてください。

⑨ 大人数・長時間など感染リスクが高い会食（自宅や職場等も含む。）は控えてください。

3 市の方針

現状認識を踏まえ、引き続き当面の間、感染防止を最優先とすることとし、特に高齢者や基礎疾患のある方への感染リスクを最大限減少させることを主眼に、県と連携し感染拡大防止を強化することとします。

4 市の対応について

(1) 県の要請等に対して

ア ①(感染拡大予防ガイドラインを遵守した店舗の利用) ⑦(高齢者等の不要不急の外出の自粛) ⑧(感染拡大地域との訪問の自粛) ⑨(大人数・長時間の会食の自粛)

県からの要請を受け、防災行政無線、松本市安心ネット、SNSや、マスコミ各社を通じて市民の皆様へ呼びかけます。特に⑧については、本市が感染大地域であることから、本市から他地域への不要不急の往来は自粛していただくよう広く市民へ呼びかけます。

イ ②(飲食店等への休業・時間短縮要請) ③(要請に応じた飲食店等への支援) 対象となる飲食店等へ協力依頼を周知するなど、県と連携を図ります。

なお、本日18時30分から松本駅を中心とする市街地にビラを配布し、協力要請を行います。

ウ ④(地域の取組みの支援)

県が検討する感染拡大防止策などに係る地域の取組みへの支援に協力します。

エ ⑤(公共施設の休止等の措置の検討)

高齢者や基礎疾患のある方やその家族の方は、できるだけ公共施設の利用

を控えていただくことを呼びかけます。また、各市有施設の感染拡大防止策を改めて徹底し、施設ごとのそれぞれの特性を踏まえたいえ検討した結果、休止・休館を別紙のとおりとします。

オ ⑥（在宅勤務・テレワークの徹底）

市も率先して実施するとともに、市民へ呼びかけます。

(2) 事務事業について

ア 市主催の対面式の会議、説明会及びイベントは、原則中止、又は延期とします。

イ 小中学校・保育園・子ども関連施設については、子どもの教育環境等を守り、休校などの措置は取らないこととします。ただし、ご家族に高齢者などがおられる家庭では、家庭内でもマスクをするなどのご配慮をお願いすることとします。また、登校に不安がある場合の欠席も、欠席扱いとしないこととします。

(3) 職員の取組みについて

在宅勤務や時差出勤の実施、市外への出張禁止など、これまでと同様に取り組みます。

(4) 相談窓口について

当面の間、コールセンターの回線増設や土日祝日の相談受付などを継続します。

5 当面の対応期間について

令和3年1月22日（金）から2月4日（木）までとします。

新型コロナウイルス感染症特別警報Ⅱにおける市有施設の休止等について

1 対応方針

県からの要請を受け、感染した場合に重症化が危惧される高齢者や基礎疾患のある方に対する感染リスク等を考慮し、施設の休止等を以下のとおりとします。

2 施設類型

施設類型	方針
文化・集会施設 (まつもと市民芸術館、音楽文化ホール等)	新規受付業務の停止 予約済イベントは主催者に開催の慎重な検討を依頼
スポーツ施設 (地区体育館等)	新規受付業務の停止
公民館等	新規受付業務の停止 施設内の飲食は禁止（調理室等の利用は可能ですが、持ち帰りを依頼）
福祉ひろば	施設利用の休止（ひろば事業及びサークル活動等の停止） 相談事業は実施
その他の施設	感染対策を徹底して開館

松本市における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和3年1月20日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

松本圏域においては、1月5日に感染警戒レベルを4に引き上げたほか、1月8日には、圏域の医療提供体制が逼迫しつつあったことから、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかし、松本市における直近1週間（1月13日～1月19日）の人口10万人当たり新規陽性者数は30.05人（陽性者72人）と、特別警報Ⅱ発出時点の直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数28.38人（陽性者68人）を上回る状況であり、集団的な感染や感染経路不明などのリスクの高い事例も継続して確認されています。

感染リスクが非常に高い状況にある松本市におけるこれ以上の感染拡大を封じ込めるためには、集団的な感染の連鎖を未然に防ぐための実効的な対策を講ずる必要があります。

県としては、医療非常事態宣言を発出し、県民の皆様にご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、松本市について、当面1月21日までとしているレベル5の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を2月4日まで延長し、さらなる対策の強化を図ります。

2 松本市における県の対策強化について

松本市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。松本市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「医療非常事態宣言」（別紙1）に伴うお願いの遵守を改めて徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します【松本市全域】＜新規＞

（事業者への協力要請）

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【松本都市計画区域内の市街化区域】（1月22日から2月4日まで）＜新規＞

(事業者及び商店街等への支援)

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します<新規>

④ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します<新規>

(公共施設の休止等の検討)

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します<継続>

(在宅勤務・テレワークの徹底)

⑥ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します<継続>

① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します【松本市全域】<新規> (特措法第 24 条第 9 項)

松本市にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【松本都市計画区域内の市街化区域】（1月22日から2月4日まで）<新規> (特措法第 24 条第 9 項)

感染リスクが高く、集団的な感染につながる可能性のある飲食に起因する感染事例を未然に防ぐための予防的措置として、松本都市計画区域内の市街化区域（別紙 2）における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は1月22日*から当面2月4日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 (酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第 11 条第 1 項 第 11 号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第 11 条第 1 項 第 14 号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 (5時～20時)

※ 22 日の営業時間から（営業時間短縮の場合は 22 日の 20 時以降）適用

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します<新規>

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対して支援します。

④ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します<新規>

松本市と連携し、地域の商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等への支援を検討します。

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します<継続>

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。松本市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します<継続>

松本市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 = 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	--

医療非常事態宣言

(1月14日から2月3日まで)

年末年始の人の動きにより、県内でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加し、感染リスクが高まっています。

他方で、医療の負荷が増大しており、早急に新規陽性者数を減少に転じさせなければ、救える命が救えなくなるおそれがあります。

そのため、県民の皆様には、次の3点について特にお願いいたします。

- 1 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- 2 感染拡大地域への訪問を極力控えてください。
- 3 大人数、長時間など感染リスクが高い会食（自宅や職場等も含む。）は控えてください。

第一線で新型コロナウイルスと闘い、私たちの命を守ってくださっている医療従事者の皆様に、深く敬意を表します。また、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝申し上げます。

今がまさに、爆発的な感染拡大を防ぎ、大切な医療を守るための瀬戸際です。私たち一人ひとりが感染のリスクを減らすための行動を実践し、大切な命と暮らしを守っていきましょう。

皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

令和3年1月14日

長野県知事

阿部守一

全県に「医療非常事態宣言」を発出します

令和3年1月14日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（1月7日～1月13日）の新規陽性者数が386人まで増加しています。その中で、1月13日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は53.1%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は14.6%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。佐久圏域、松本圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応していますが、入院調整も困難になっています。

また、全国で感染が拡大し、緊急事態宣言が相次いで発出されている現状を踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められます。そのため、**全県に「医療非常事態宣言」を発出し、対策を強化します。**

今がまさに爆発的な感染拡大を食い止められるかどうかの瀬戸際であるとの認識のもと、大切な命と社会を守るため、『「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願い』に沿った行動を切に願います。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、短く、狭く、強く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

（1）保健所体制の強化

各地方部の行政職員5～10名に保健所への兼務発令を行い、保健所支援体制を増強するとともに、OJT研修を実施し、感染状況により行政職員も疫学調査の支援を行うことができる体制を構築します。

（2）療養体制の強化

患者受入医療機関に、従来からの確保病床である350床最大限活用することと、臨時的な運用を含めた50床の増床について協力を要請します。また、広域的な受入調整を行います。

重症者や重症化リスクの高い方などへの医療資源の集中を図るため、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設について、現在の3箇所に加え、新たな施設の早期の運用開始に取り組みます。

さらに、自宅療養者の増加に伴い、安心して療養できるよう、健康観察と生活支援の体制を強化します。

（3）ワクチンの円滑接種に向けた体制の整備

市町村における接種が円滑に行われるよう広域的調整及び専門的事項に係る相談対応を行うための体制を、関係機関の協力のもと整備します。

（4）県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様には、県からの要請などにご協力をお願いします。

また、県としての要請について、市町村やメディアの皆様等にご協力いただき、積極的な広報を図ります。

これらの対策により、「**全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満**」を2月上旬までに実現できるよう県民の皆様のご協力をいただき、全力で取り組みます。

「医療非常事態宣言」の発出を踏まえてのお願い

令和3年1月14日時点

1 主旨

全県に対し「医療非常事態宣言」が発出されたことを踏まえ、2月3日までの間、県民の皆様に必要なこととお知らせいたします。

現在、地域によっては感染が広がっているため、自分と大切な方を守る行動をお願いします。

2 県民の皆様等への要請

(1) 基本的なお願い

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。このことを踏まえて、改めて以下のとおり基本的な感染防止策の徹底についてお願いします。

① 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は不要不急の外出を控えてください（特措法第24条第9項）

人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方等は、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除く不要不急の外出を控えてください。

高齢者及び基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方

② 3密（密閉、密集、密接）の環境を回避してください

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の環境で感染リスクが高まりますので、「3密」環境の回避をお願いします。

③ マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底してください

マスク着用、手洗い又は手指の消毒について、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫」、「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちですので、今一度、マスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。

④ 体調が悪い方は外出をしないでください

体調が悪い方は外出をしないようお願いします。

なお、発症日前後に人に感染させる可能性が高く、無症状でも人に感染させるおそれがあることにも十分注意願います。

(2) 避けるべき場面に関するお願い

① 会食・茶飲み話等について

- 密な室内での大人数での飲食、長時間（概ね2時間超）に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。（自宅や職場等も含む。会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にいただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。）
- 普段会わない親戚、友人などとの間での会食、新年会、パーティーなどの会食、茶飲み話は特に注意をお願いします。

② 往來の自粛について（特措法第24条第9項）

- 感染拡大地域^{※1}への訪問は、極力控えてください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。また、感染拡大地域からの来訪者との接触については、慎重な行動をお願いします。
- 特定都道府県^{※2}にお住まいの方は、当該都道府県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合ってください、当該都道府県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしてください。
- 感染拡大地域と往來された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

※ 緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県（令和3年1月14日現在：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）

③ 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえた行動をお願いします。
- 帰省された方から県内への感染も確認されております。普段会わない親しい親戚、友人との会食にご注意いただくとともに、一時的な滞在・同居、自動車の同乗にご注意をお願いします。

④ 高齢者や基礎疾患のある方等と同居されている方について

手で触れる共用部分の消毒や家庭内でもマスクを着用するなど高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方に感染を広げないよう慎重な行動をお願いします。

(3) その他のお願い

① 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いいたします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

② 陽性者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるもので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・陽性者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

現在県内では、39 の医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていただいております。また、特定の地域の飲食店の皆様には営業時間の短縮要請を受け入れていただいております。

昨年からの、すべての県民が新型コロナウイルス克服のため辛抱していただいている状況ですが、それは、すべて私たちの命と健康を守るためです。

当面の目標である「**全県の感染警戒レベル 3 以下（1 週間当たりの新規陽性者数 102 人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合 25%未満**」を県民の皆様と目指し、この目標を達成できれば、徐々に社会経済活動を動かしていきます。

極力短期間で目標の達成が実現できるよう、県として全力を尽くしますので、県民一丸となって、一日も早く元気な長野県を取り戻しましょう。

酒類の提供を行う飲食店等の皆様へ

■ 休業・営業時間短縮の要請について ■

令和3年1月20日
長野県

- 松本市においては、新型コロナウイルスの新規陽性者数が高止まりし、集団的な感染や感染経路不明などのリスクの高い事例も継続して確認されており、感染の連鎖を未然に防ぐための実効的な対策を講ずる必要があります。
- このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により、酒類の提供を行う飲食店等の皆様に、休業又は営業時間短縮を要請します。詳細は別紙のとおりです。
ご理解、ご協力をお願いします。

区域：松本市のうち、松本都市計画区域内の市街化区域
店舗：接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店
期間：令和3年1月22日から2月4日まで
(感染状況により延長する場合あり)
- 要請に応じて営業時間短縮等を行った皆様には、協力金を支給する予定です。
別紙のとおり予定していますが、詳細は追ってお知らせします。
- 改めて、業種別「感染拡大予防ガイドライン」の遵守、「新型コロナ対策推進宣言」の実施などを通じて、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
<協力金について> 産業労働部 産業政策課

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店 （酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設＝ 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設＝ 営業時間短縮（5時～20時）を要請
---------------------------------	---	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	-------------------------	--

エリア指定型(松本市内の市街化区域対象)

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について(予定)

令和3年1月20日現在

長野県

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市街化区域内に事業所を有し、県からの要請(令和3年1月20日付)に応じて、施設の使用制限・停止(休業・営業時間の短縮)に協力した事業者に対し、協力金を支給します。

2. 対象事業者

県からの要請に協力し、以下の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ・ 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていること。ただし、休業等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていない場合は、次に定める期限までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を開始すること。

ア 営業時間の短縮を行った事業者は、要請期間最終日

イ 休業(自主休業を含む)を行った事業者は、営業再開日

- ・ 営業時間の短縮を要請されている事業者については、要請以前から20時～翌朝5時の間に通常営業を行っていること。
- ・ 令和3年1月22日(金)20時から2月4日(木)までの全ての営業日において、要請に協力して、時間短縮又は休業をしていること。

(やむを得ない事情がある場合は、遅くとも令和3年1月24日(日)20時から要請に協力していること。ただし、その場合、日数に応じて、協力金の支給額を減額する。)

- ・ その他必要な事項

3. 協力金の金額

1店舗につき、要請に応じた日数×4万円(最大56万円)

4. その他

区域外に本社がある事業者で市街化区域内に対象施設を有する事業者についても、協力金の対象となります。

5. 今後のスケジュール

募集要項・申請書公表	2月2日(予定)	※県HPに掲載予定
受付開始	2月5日(予定)	
協力金の支給	受付後順次支給予定	

6. 申請に必要な書類

	書類名
①	申請書兼誓約書(後日公表予定)
②	施設使用停止等の要請以前から営業活動を行っていることが分かる書類 例:確定申告書、休業等前の経理帳簿等の写し 店舗の内観・外観を写した写真 法人確認書類 など
③	休業又は営業時間の短縮の状況がわかる書類 例:事業収入額を示した帳簿の写し、休業等を周知するHP、店頭ポスター、チラシDMの写しなど
④	要請以前の営業時間がわかる書類 例:メニュー表や店内等の掲示物の写しなど
⑤	酒類を提供したことがわかる書類 例:メニュー表や酒類の仕入伝票の写し など
⑥	感染拡大予防ガイドラインを遵守していることがわかる書類 例:店内、店頭に掲示している「新型コロナウイルス対策推進宣言」のポスター、ステッカーの写真 など
⑦	その他必要な書類

※複数の店舗を有する場合は、添付書類の追加をお願いする予定です。

7. お問い合わせ先

長野県庁 代表電話:026-232-0111

<要請について>危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

<協力金について>産業労働部 産業政策課

上記内容は予定です。随時情報を更新してまいりますので、最新の情報については下記の県ホームページなどでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2101matsumoto.html>

(周知事項)

新型コロナウイルス感染防止のための集中取組期間における
職員の取組みの延長について

1 趣旨

市内における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、1月8日（金）から約2週間を新型コロナウイルス感染防止集中取組期間として実施している取組みについて、期間を、2月4日までの間延長することとしますので、職員における感染防止のための取組みの徹底を引き続きお願いするものです。

2 勤務体制における取組み

特に本庁舎や大手事務所などの密状態になりやすい職場は、以下の取組みにより、毎日の出勤者を常時2割削減し、職員課へ報告することとします。

(1) 在宅勤務（在宅勤務・サテライトオフィス。対象は、正規職員のみ）

ア 現在、今月29日までを期限として、「松本市役所版テレワーク・デイズ」を実施していますが、30日以降も、各職場に配備されたタブレット型パソコンや在宅勤務用リモートアクセス接続回線の利用により、在宅勤務を実施してください。

イ サテライトオフィスは、梓川支所及び四賀支所で実施できますので積極的な利用をお願いします。

(2) 時差出勤

勤務時間の割振りは、松本市職員の時差出勤勤務制度に関する規程に基づき割り振ることができますが、職員の心身への影響を考慮し、特別の業務のない限り、原則、割り振る時間は、最も早い時間区分は「午前7時から午後3時45分まで」とし、最も遅い時間区分は「午前11時15分から午後8時まで」としてください。

(3) 週休日の振替（対象は、正規職員のみ）

1日又は半日を単位とした週休日と勤務日との割振り変更をお願いします。

(4) 年次有給休暇

事務に支障がない範囲で積極的に取得してください。

3 執務環境等における取組み

(1) 午前10時と午後3時の庁内放送にかかわらず、常時換気を行うなど、各職場の執務室内の状況により、換気の回数を増やし、換気の徹底を図ってください。

- (2) 執務中は、常時マスクを着用してください。
- (3) 昼食時など、マスク未着用での会話は厳に慎んでください。
- (4) 会議は、テレビ会議システムを活用することとし、出席者を集めての不急の会議は開催しないようにしてください。

4 出張に係る取組み

- (1) 集中取組期間は、市外への出張は真にやむを得ないものを除き、原則禁止とします。
- (2) また、市内における出張も原則禁止としますので、職員の移動は必要最低限としてください。

5 私生活における取組み

- (1) 高齢者や基礎疾患のある方に感染を広げないよう、外出の際は慎重に行動してください。
- (2) 11都府県等感染拡大地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、極力避けるようにしてください。
- (3) やむを得ず、往来又は家族が帰省する場合は、職場での報告の徹底をお願いします。
- (4) 原則、往来後の自宅待機の対応は行いませんが、これまで以上に体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合は、出勤せず早めの相談・受診をお願いします。
- (5) 往来後は、家庭内での感染予防にも努めてください。

6 会食に係る取組み

大人数（5人以上）、長時間（2時間以上）の会食は、禁止とします。

7 感染時の対応

別紙のとおり（R3.1.12更新）

8 今後の対応

取組内容は、市内における今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時見直します。